

## 4.推進体制

### (1) 計画の進捗管理

本計画は、子どもや子育て中の親を対象とした計画であり、保健・福祉・医療・教育・生活環境等、様々な分野に渡る計画です。

そのため、子育て福祉課を中心として関係各課、関係機関・団体等との連携を図りながら、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、総合的かつ効果的に計画の推進を図ります。

また、本計画に基づく施策を推進していくため、進捗状況を子ども・子育て会議において、点検・評価を行い、国や県の動向等を踏まえながら、施策の充実や見直しについて協議をしていきます。

### (2) 連携・協働体制

本計画を総合的に推進するにあたっては、家庭・地域・企業・行政など、様々な社会の構成メンバーがそれぞれの役割のもとに、連携を図りながら取り組むことが重要です。

#### 行政

本計画に基づく施策を推進するとともに、地域の様々な子育て活動の支援や関連機関との連携・調整を行い、地域ぐるみの子育て支援を促進します。

また、市民に対しては広報誌やホームページなどにより、子育て支援に関する広報啓発に努め、市民の理解と協力を得て施策を推進します。

#### 家庭

子育ての基本は家庭での保護者によるものであり、家庭は、子育てに関する第一義的な責任を有しています。家族が互いに協力して、子どもに対し愛情を持ち、様々な人の協力を得ながら子どもの育ちを支え、子どもの成長とともに親自身も成長していくことが求められます。

#### 地域

地域の中で子育て中の親が孤立することなく、子どもや子育て中の家庭が安心して暮らせるまちづくりをすすめるため、近所の子どもと挨拶を交わしたり、登下校の子どもを気づかったり、市民一人ひとりが子どもや子育て家庭を温かく見守りながら、近所や子育て家庭同士がお互いに助け合えるような地域づくりを進めることが期待されます。

#### 企業(職場)

子育て中の就業者が、子育てと仕事の両立ができるよう、育児・介護休業制度の定着、多様な勤務形態の導入、労働時間の短縮、再雇用制度の拡充など、雇用環境や働き方の見直しとともに、職場全体のワーク・ライフ・バランスに関する理解促進、事業所内保育施設の整備など、子育てしながら働きやすい職場環境づくりを進めることが期待されます。

### 子ども・子育て支援事業計画

～葛城にいだかれ親も子ども笑顔で育つまちづくり～

発行年月:平成27年3月 発行:奈良県葛城市 編集:葛城市子育て福祉課

【當麻庁舎】

〒639-2197 奈良県葛城市長尾85番地  
TEL:0745-48-2811/FAX:0745-48-3200

【新庄庁舎】

〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地  
TEL:0745-69-3001/FAX:0745-69-6456

# 葛城市 子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度



平成27年3月  
葛城市

# 1. 計画策定にあたって

## 計画策定の背景

全国的に少子高齢化が進み、核家族化の進行や共働き世帯の増加、ライフスタイルの多様化など、社会環境や人々の価値観が大きく変化し、子育てに対する不安や孤立感を感じる親の増加、保育ニーズの増大、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状など、子どもと子育て家庭をめぐる様々な課題への対応が求められています。

このような状況の中、国では子どもや子育て家庭を社会全体で支える新しい仕組みを構築するため、「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせることになりました。

新制度のもと、葛城市においても、「葛城市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもと子育て家庭を社会全体で支援する環境の整備を図っていきます。

## 計画の位置づけ

「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に位置付けるとともに、平成37年までの有効期限が延長された「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく市町村次世代育成支援行動計画としても位置付けます。策定にあたっては、これまで取り組みを進めてきた「葛城市次世代育成支援後期行動計画」を継承する計画として、葛城市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を明らかにするとともに、「葛城市総合計画」の部門別計画として、その他の関連計画との整合性を保ちながら策定します。

## 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

## 計画の策定体制

- 1 地域の実情やニーズ等の把握のため、就学前児童・就学児童の保護者を対象にニーズ調査を行いました
- 2 保育・教育機関等の代表や各関係者、市民の代表で構成する「葛城市子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に関する協議を行いました。

## 計画の基本理念



葛城市における子育て支援施策の最終的な目標は、「親も子ども笑顔」で子育てできることであるという考えのもと、葛城市では、子どもたちの笑顔や元気に遊ぶ姿を地域の「明るい未来」を感じさせる大切な宝として位置づけ、地域全体で子どもや子育て家庭を温かく見守っていくことにより、子育てに関わるすべての人が笑顔で生活していくことのできるまちをめざしています。

## 2. 施策の方向

### 基本目標Ⅰ 子育てを支える環境づくり

#### (1) 保育サービスの充実

##### 具体的施策

- ① 多様な保育サービスの提供  
(通常保育事業、延長保育事業、一時預かり事業、放課後健全育成事業等)
- ② 保育の質の維持・向上(保育所施設の整備、保育に関わる人材の資質向上)

#### (2) 地域における子育て支援体制の確立

##### 具体的施策

- ① 保護者同士の交流の促進  
(地域子育て支援拠点事業の充実、保育所の地域開放の支援等)
- ② 地域の子育て力の向上  
(地域の子育て意識の啓発、ファミリー・サポート・センター事業の推進等)

#### (3) 子育て不安の軽減

##### 具体的施策

- ① 子育てに関する情報提供・相談体制の充実  
(各種子育て相談事業の実施、利用者支援事業の創設等)
- ② 家庭教育への支援の充実  
(各種子育て教室の開催、家庭教育に関する情報提供及び支援等)

#### (4) 配慮を必要とする子育て家庭への支援

##### 具体的施策

- ① ひとり親家庭の自立支援の推進  
(ひとり親家庭等医療費助成制度の実施、ひとり親家庭などに対する相談事業の実施等)
- ② 障がいのある子どもと保護者への支援(障がい児保育の推進、特別支援教育の推進等)

#### (5) 子育てに関わる経済的負担の軽減

##### 具体的施策

児童手当の支給、乳幼児等医療費の助成制度の実施、ひとり親家庭等医療費助成制度の実施、児童扶養手当の支給、特別児童扶養手当の支給、養育医療・育成医療、障がい児福祉手当

### 基本目標Ⅱ 子どもが健やかに育つ環境づくり

#### (1) 妊娠期から出産・育児期まで切れ目のない支援

##### 具体的施策

- ① 健やかな妊娠・出産への支援(妊産婦訪問事業の充実、妊婦に対する健康診査等)
- ② 乳幼児の健康づくり支援の充実  
(乳幼児健康診査の充実、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等)

#### (2) 思春期の健康づくり

##### 具体的施策

- ① 健康教育の充実  
(食育の推進、思春期に関する教育と啓発、健康教育・保健指導の充実等)
- ② 心身の健康づくりに関する相談・支援の充実  
(カウンセリング機能の充実、心身の健康づくりにおけた保護者との連携)

#### (3) 小児医療の充実

##### 具体的施策

かかりつけ医づくりの推進、乳幼児等医療費の助成制度の実施

### 基本目標Ⅲ 生きる力を育む環境づくり

#### (1) 次代の親の育成

##### 具体的施策

乳幼児との交流事業、子どもを大切に思う気持ちを育む教育

#### (2) 教育環境の充実

##### 具体的施策

- ① 幼児教育の充実(幼児教育研修の実施、幼保小合同研修の実施)
- ② 学校教育の充実  
(基礎学力の向上、特色ある学校づくり、人権や道徳を重視した教育の推進等)
- ③ 不登校や子どもの発達などに関する相談・支援の充実(不登校などへの対策の充実等)

#### (3) 児童健全育成対策の充実

##### 具体的施策

- ① 子どもの居場所づくりの推進(地域の遊び場の整備、学校施設の開放)
- ② 多様な体験活動の推進  
(様々な体験活動の実施、指導ボランティアの育成、芸術・文化活動の促進)
- ③ いじめ・非行などの問題行動や有害環境対策の強化(青少年育成に関する啓発等)

### 基本目標Ⅳ 子育てと仕事の両立が実現できる環境づくり

#### (1) 子育てと仕事の両立の推進

##### 具体的施策

- ① 子育てと仕事の両立に関する広報・啓発の推進(ワーク・ライフ・バランスの促進)
- ② 子育てと仕事の両立支援のためのサービスの充実  
(通常保育事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業等)

#### (2) 男女共同参画社会の実現

##### 具体的施策

- ① 男女がともに関わる子育てなどの推進(学校教育における男女共同参画の推進等)
- ② 男女共同参画の浸透  
(男女共同参画社会の広報・啓発、固定的な性別役割分担意識の解消)

### 基本目標Ⅴ 子どもの安心・安全を確保する環境づくり

#### (1) 児童虐待の防止

##### 具体的施策

虐待等防止ネットワークの設置、児童虐待防止に関する啓発、虐待の早期発見・早期予防、各種子育て相談事業の充実

#### (2) 子どもの安全の確保

##### 具体的施策

- ① 交通安全対策の充実(交通安全教育の推進、交通安全指導に関する人材の育成)
- ② 防犯対策の充実(葛城市生活安全推進協議会の充実、子ども110番の家の支援等)

#### (3) 子育てに配慮した生活環境の整備

##### 具体的施策

- ① 安心して外出できる環境の整備  
(バリアフリー化の推進、子どもや子育てに配慮した施設の整備)
- ② 安全な道路・交通環境の整備(交通安全施設の整備、街灯設置の促進等)
- ③ 子どもにやさしい住環境の整備(公園・広場などの整備、コミュニティバスの充実等)

# 3.事業計画

## 教育・保育提供区域の設定

本市は市内全域を概ね30分程度で移動できるなどの地域特性を勘案し、主要事業については「市全域」を提供区域とします。ただし、教育・保育のうち「教育(幼稚園)※」と、地域子ども・子育て支援事業のうち「放課後児童健全育成事業」については、現在の状況や児童が安全に通える範囲等を考慮し、「小学校区」を提供区域とします。

※ 公立幼稚園の提供区域は、小学校区ごととします。私立幼稚園の提供区域は全市を対象とします。

## 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

- (1) 1号認定(専業主婦(夫)家庭、短時間就労家庭の3～5歳。利用施設は幼稚園・認定こども園)  
 (2)-1 2号認定(共働き家庭等の3～5歳で学校教育の希望が強い家庭。利用施設は幼稚園・認定こども園)

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
<b>新庄校区</b>					
①量の見込み(1号・2号)	177(162・15)	187(170・17)	189(172・17)	193(175・18)	182(164・18)
②確保の内容	210	210	210	210	210
②-①	33	23	21	17	28
<b>忍海校区</b>					
①量の見込み(1号・2号)	69(62・7)	65(60・5)	72(67・5)	79(72・7)	69(65・4)
②確保の内容	79	79	79	79	79
②-①	10	14	7	0	10
<b>新庄北校区</b>					
①量の見込み(1号・2号)	71(58・13)	81(65・16)	68(58・10)	75(62・13)	71(60・11)
②確保の内容	87	87	87	87	87
②-①	16	6	19	12	16
<b>磐城校区</b>					
①量の見込み(1号・2号)	224(188・36)	251(210・41)	244(204・40)	250(209・41)	232(194・38)
②確保の内容	268	268	268	268	268
②-①	44	17	24	18	36
<b>當麻校区</b>					
①量の見込み(1号・2号)	93(73・20)	88(69・19)	92(72・20)	92(72・20)	98(77・21)
②確保の内容	102	102	102	102	102
②-①	9	14	10	10	4

- (2)-2 2号認定(共働き家庭等の3～5歳。利用施設は保育所・認定こども園)

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
<b>市全域</b>					
①量の見込み(市内・市外)	437(427・10)	457(447・10)	456(446・10)	467(457・10)	446(436・10)
②確保の内容(市内・市外)	437(427・10)	457(447・10)	456(446・10)	467(457・10)	446(436・10)
②-①	0	0	0	0	0

- (3) 3号認定(共働き家庭等の0～2歳。利用施設は保育所・認定こども園・地域型保育事業)

① 0歳 (単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
<b>市全域</b>					
①量の見込み	79	79	79	79	79
②確保の内容(市内・市外)	84(79・5)	84(79・5)	84(79・5)	84(79・5)	84(79・5)
②-①	5	5	5	5	5

② 1～2歳 (単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
<b>市全域</b>					
①量の見込み(市内・市外)	327(322・5)	305(300・5)	305(300・5)	305(300・5)	305(300・5)
②確保の内容(市内・市外)	332(322・10)	310(300・10)	310(300・10)	310(300・10)	310(300・10)
②-①	5	5	5	5	5

# 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

## 【見込み量と確保の内容】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
<b>利用者支援事業 (単位：か所)</b>					
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0
<b>地域子育て支援拠点事業 (単位：人回/年)</b>					
①量の見込み	17,196	16,428	16,428	16,416	16,332
②確保の内容	17,196	16,428	16,428	16,416	16,332
②-①	0	0	0	0	0
<b>妊婦に対する健康診査 (単位：人回/年)</b>					
①量の見込み	5,040	4,900	4,900	4,900	4,900
②確保の内容	5,040	4,900	4,900	4,900	4,900
②-①	0	0	0	0	0
<b>乳児家庭全戸訪問事業 (単位：人)</b>					
①量の見込み	326	326	327	325	322
②確保の内容	326	326	327	325	322
②-①	0	0	0	0	0
<b>養育支援訪問事業 (単位：人)</b>					
①量の見込み	30	30	30	30	30
②確保の内容	30	30	30	30	30
②-①	0	0	0	0	0
<b>子育て短期支援事業 (単位：人日/年)</b>					
①量の見込み	21	21	21	21	21
②確保の内容	21	21	21	21	21
②-①	0	0	0	0	0
<b>ファミリー・サポート・センター事業 (単位：人日/年)</b>					
①量の見込み	120	120	120	120	120
②確保の内容	120	120	120	120	120
②-①	0	0	0	0	0
<b>一時預かり事業 幼稚園在園児童対象 (単位：人日/年)</b>					
①量の見込み	14,548	15,325	15,325	15,658	14,991
②確保の内容	4,860	16,000	16,000	16,000	16,000
②-①	-9,688	675	675	342	1,009
<b>一時預かり事業 幼稚園在園児以外 (単位：人日/年)</b>					
①量の見込み	1,083	1,086	1,083	1,096	1,068
②確保の内容	1,083	1,086	1,083	1,096	1,068
②-①	0	0	0	0	0
<b>時間外保育事業 (単位：人)</b>					
①量の見込み	185	185	185	187	182
②確保の内容	185	185	185	187	182
②-①	0	0	0	0	0
<b>病児保育事業 (単位：人日/年)</b>					
①量の見込み	756	758	756	766	745
②確保の内容	586	586	586	766	745
②-①	-170	-172	-170	0	0
<b>放課後児童健全育成事業・低学年 (単位：人)</b>					
①量の見込み	320	334	334	331	330
②確保の内容	318	333	364	360	356
②-①	-2	-1	30	29	26
<b>放課後児童健全育成事業・高学年 (単位：人)</b>					
①量の見込み	84	105	109	107	105
②確保の内容	94	79	116	120	124
②-①	10	-26	7	13	19

(1)利用者支援事業  
 子どもや保護者の身近な場所で、子育てに関する総合的な相談窓口として、必要な情報提供や助言等を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業

(2)地域子育て支援拠点事業  
 親子が交流するための事業を実施し、子育てに関する情報提供や相談、子育てサークルの育成など子育てを応援する事業

(3)妊婦に対する健康診査  
 妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦の健康管理と健康診査を行う事業

(4)乳児家庭全戸訪問事業  
 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

(5)養育支援訪問事業  
 養育支援が特に必要な家庭に対して家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業  
 要保護児童対策地域協議会(虐待等防止ネットワーク)の機能強化のために、調整機関の担当職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性を強化し、ネットワークの連携強化を図る事業

(6)子育て短期支援事業  
 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、必要な保護を行う事業

(7)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)  
 子育ての援助を必要とする人(利用会員)と、子育ての援助を行いたい人(提供会員)とを結び、相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

(8)一時預かり事業  
 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業

(9)延長保育事業  
 保育認定を受けた子どもを通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を実施する事業

(10)病児保育事業  
 病児・病気回復期の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、専用施設等において、看護師・保育士等が一時的に保育等する事業

(11)放課後児童健全育成事業(学童保育)  
 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、発達段階に応じて、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

(12)実費徴収に係る補正給付を行う事業★  
 (協議しながら実施を検討)  
 保護者の世帯所得の状況等により、特定教育・保育施設※等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

(13)多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業★  
 (必要に応じ実施を検討)  
 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

※特定教育・保育施設とは「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所のこと

(★印の事業は計画中に提供体制の確保を掲載していません)